

平成 28 年 9 月 26 日  
住宅局住宅生産課**「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」及び「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」に係る登録の事前申請受付開始について**

この度、平成 27 年 7 月 8 日に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(建築物省エネ法)に基づき、平成 29 年度から登録開始予定の「登録建築物エネルギー消費性能判定機関<sup>※1</sup>」及び「登録建築物エネルギー消費性能評価機関<sup>※2</sup>」に係る登録の事前申請受付を平成 28 年 10 月より、開始します。

- ※1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(登録省エネ判定機関)  
大規模非住宅の基準適合義務化に関して、省エネ基準への適合性判定を専門的に行う機関。
- ※2 登録建築物エネルギー消費性能評価機関(登録省エネ評価機関)  
省エネ基準で評価できない新技術(特殊の構造・設備)を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する性能評価を行う機関。

**1. 事前申請受付開始日**

平成 28 年 10 月 3 日(月)～

**2. 事前申請方法**

別紙申請要領を参照の上、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して提出をお願いします。

**3. その他**

建築物省エネ法に係る制度概要等については、下記ホームページを参照して下さい。

「国土交通省住宅局 建築物省エネ法のページ」

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000103.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)**<問い合わせ先>**

(事前申請手続きについて) 国土交通省住宅局住宅生産課 酒井、芝原

電話 03-5253-8111(内線 39456、39433)、直通 03-5253-8510

FAX 03-5253-1629

メールアドレス hqt-jyuutakuseisankantokuhan@ml.mlit.go.jp

(建築物省エネ法に係る制度概要等について)

国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室 田中、亀田谷

電話 03-5253-8111(内線 39459、39466)、直通 03-5253-8940

FAX 03-5253-1629